

健感発0524第8号
令和4年5月24日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

健康局結核感染症課長
（公印省略）

特定病原体等の適正管理について（依頼）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）においては、特定病原体等を所持するためには事前の許可または事後の届出等が規定されており、施設基準・保管基準等を遵守することが求められています。

また、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）に基づき定められた「国民の保護に関する基本指針」において、生活関連等施設の所管省庁は、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるとともに、所管する生活関連等施設を把握するものとされており、その生活関連等施設には人に病原性を有する生物剤及び毒素として規定されるものを取り扱う施設も含まれていますが、感染症法第56条の16（三種病原体等の所持の届出）の規定に基づく届出等必要な手続きが適正に行われていない事例も認められています。

ついては、貴管下の生活関連等施設（生物剤及び毒素を取り扱う施設）に対し、下記について改めて周知方お願いいたします。

記

- 1 所持している生物剤及び毒素が「感染症法に基づく特定病原体等」に該当するかどうかの再確認
- 2 特定病原体等を所持する場合の感染症法の遵守
- 3 人事異動等に伴う特定病原体等の変更許可申請・届出等の速やかな実施

（別添）特定病原体等の管理規制に関するリンク

以上

(別添)

特定病原体等の管理規制に関するリンク

○感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について（全体ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kekkaku-kansenshou17/03.html

※各種申請届出様式等についてもこちらをご覧ください。

【感染症法に基づく特定病原体等（一覧）】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/gaiyou150807_1.pdf

【一種～四種病原体等所持者の法律上の義務・罰則等】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/sankou_1.pdf

【所持・変更等に関する手続き】

(1) 二種病原体等（変更申請等については3ページをご覧ください）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/3_1_01_150121.pdf

(2) 三種病原体等（変更届出等については4ページをご覧ください）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/3_1_04_150521.pdf

(3) 四種病原体等（事故発生時・災害時等に手続きが必要です）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/3_1_07.pdf

【二種～四種病原体等の手続きに関するフロー】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/1_11.pdf

(照会先)

厚生労働省健康局結核感染症課
病原体等管理対策係

TEL : 03-5253-1111 (内 4600、4601)
03-3595-3097 (直通)